

川越市教育委員会第15回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成30年2月19日 午後2時
- 3 閉 会 平成30年2月19日 午後4時
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲、黒田弘美
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長福島正美、教育総務部副部長兼文化財保護課長下 薫、学校教育部副部長兼教育指導課長中野浩義、教育総務部参事兼中央公民館長上野 正、教育総務部参事兼博物館長田中 信、学校教育部参事兼学校管理課長内野博紀、学校教育部参事兼教育センター所長中村健二、教育総務課長長谷正昭、教育財務課長桜井一男、地域教育支援課長福井康司、中央図書館長内田修弘、学校給食課長岸野泰之

8 前回会議録の承認

平成29年度第11回定例会会議録、第12回定例会会議録、第13回定例会会議録及び第14回臨時会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第46号 平成30年度学校教職員管理職人事について

(非公開)

日程第2議案第47号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

(非公開)

日程第3議案第48号 川越市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼学校管理課長

改正の概要については、町名地番整理により、豊田本3丁目及び豊田本4丁目の区域を新たに画することに伴い、川越市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正しようとするものである。なお、施行期日は、平成30年3月5日からとしようとするものである。

委 員

町名地番変更による事務的な手続きであり、通学区域に変更はないのか確認したい。

参事兼学校管理課長

そのとおりである。

委員

地番変更による通学区域の変更はないとのことであるが、例えば、児童生徒の安心安全を考え、危険個所を避ける意味で通学路を変更する際などは学校の裁量で変更するのか、それとも教育委員会が判断するのか、参考に伺いたい。

参事兼学校管理課長

通学路については学校が点検を行い、必要があれば変更する。本市教育委員会においては、学校から変更の報告を受けるという形になっている。

委員

危険個所は多数あると思うが、教育委員会はどの程度把握しているのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

通学路における危険個所については、学校から教育指導課に相談が入るため、同課ではある程度把握している。学校からの相談を受けると、市民部防犯・交通安全課や警察などの関係機関に改善を要望している。

委員

なかなか変更が難しい箇所もあると思うが、その場合の対応について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

通学路の指定については、子どもたちの安全を第一に考え、自治会や育成会などと学校とが協議のうえ、地域が指定し、学校を経由して、本市教育委員会に届け出てもらっている。

当初、通学路に指定したが、途中で道路状況が変わったり、あるいは運用を開始してから危険個所に気付いたりした場合に、改善についての相談を受けることがある。その場合は、教育指導課から市民部防犯・交通安全課を通して、警察などの関係機関等に働きかけ、可能であれば改善し、改善が難しい場合は、年度の途中であっても、変更を認めるなど、子どもたちの安全を第一に考え、対応しているところである。

教育長

通学路における危険個所の改善については、学校から報告があった段階で、本市教育委員会としても積極的に関わっているところである。

委員

交通指導員について、資格要件が厳しいこともあり、引き受け手がいないと聞いている。学校で配置を希望しても配置されないとのことであるが、その点について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

年齢制限があることや、毎朝同じ時間帯の仕事であるため、時間的な制約がある

こと、研修を受ける必要のあることなどから引き受け手が少ないとのことである。
また、所管課での人選が困難であり、地域で人選してもらう状況であると聞いている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第49号 平成29年度一般会計補正予算(教育委員会所管分)について

(非公開)

10 報告事項

(1) 平成15年度～平成28年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況について

教育総務課長

包括外部監査人による「包括外部監査の結果報告書」の結果について、新たに措置を講じたもの及び措置を講じないとしたものは、地方自治法の規定により、教育委員会は、その内容を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表するものとされている。今回の報告は平成15年度から同28年度までの「包括外部監査結果報告書」における「意見」に対する措置状況について教育委員会の所管部分を監査委員に通知するものである。なお、包括外部監査結果報告書には「結果」と「意見」がある。「結果」は監査対象となったテーマが法令等に則っているかどうかについての結論又は監査対象範囲内の所見で市が措置を講じた場合、監査委員による公表が義務付けられる。一方、「意見」は、指摘(結果)までは至らないが、監査結果の範囲外で組織運営の合理化等の視点による包括外部監査人の希望、願望等となっている。意見については、措置を講じた場合等、公表の義務はないが、本市においては実務上は結果と意見は密接不可分に関係しているとの考えから、意見についても積極的に取り組むこととし、結果と同様の扱いとしている。

教育委員会における、平成15年度から同28年度までの「包括外部監査結果報告書」に対する措置状況に係る未措置項目については、平成28年度包括外部監査における文化財保護課に対する意見が1件である。

次に、平成28年度包括外部監査における教育委員会の所管に係る意見は4件であった。そのうち3件については既に措置を講じており、今回新たに措置を講じたものが1件である。以上により、平成15年度から同28年度までの「包括外部監査結果報告書」に対する措置状況の積み残しの「意見」1件について、新たに措置を講じたものとして、監査委員に通知するものである。

委員

文化財における警報設備の設置は義務ではないのか確認したい。

副部長兼文化財保護課長

義務付けではなく、設置を希望する所有者が申請して設置するものである。

委員

文化財は貴重である。警報設備の設置を義務付ける必要はないのか伺いたい。

副部長兼文化財保護課長

警報設備の設置には多額の経費がかかり、更に設備の維持管理に年間5万円相当から数10万円かかる。埼玉県及び本市の補助金の対象となるが、最低でも4分の1が所有者の負担となるため、義務化は難しいと考える。

委員

警報設備の設置状況について伺いたい。

副部長兼文化財保護課長

警報設備の必要のない史跡なども含め、本市の文化財は265件である。そのうち、警報設備を設置している文化財は10件で、国指定、県指定の建造物に設置されている。

教育長

文化財に対する補助金は国の補助金であるのか確認したい。

副部長兼文化財保護課長

埼玉県及び本市の補助金である。

(2) 川越市立寺尾中学校浸水被害改修工事請負契約について

教育財務課長

川越市立寺尾中学校浸水被害改修工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額8,434万8,000円で株式会社シオノ工業代表取締役伏見有朋と契約を締結したものであり、工期は、平成30年2月6日から9月14日までである。工事の内容については、建築改修工事、機械設備改修工事を施そうとするものである。

委員

以前の会議において、浸水した床の素材を変更できないのか伺ったところ、基本的には原状復帰のための工事であるため、元のものと同じ床材を使用する旨、説明を受けた。もし、床材を変更する場合、どのような機会であれば変更が可能であるのか伺いたい。

教育財務課長

今回の工事はあくまでも復旧工事として国の補助金を活用して実施するものであり、原状復帰が目的であるため、変更は難しいと説明したものである。床材の変更は、大規模改修工事の際に、内装の劣化が進んでいけば可能であると考えます。

(3) 小学校における普通教室及び学童保育室確保のための教室転用方針の一部改正について

教育財務課長

平成29年8月に策定した教室転用方針において、「学童保育室は、原則として

1階に設置する」の一文を追加したものである。改正の経緯については、これまで、教室に限られた学校において、やむを得ず上層階の教室を学童保育室として活用する場合があったが、日没後に階段を昇降する際、児童が不安を感じることや、階段昇降に伴う事故の可能性があること、また、施設の管理及び運営上においても不都合があったため、学童保育室を1階に設置する内容を追加したものである。学校における普通教室の配置の見直しも含め、校舎全体の教室配置を検討することを明確化したものである。

委員

学童保育室が不足している地区があるため、この方針を定めたのか確認したい。

教育財務課長

教室転用方針については、市全体における学童保育室の整備を図るうえで定めたものである。学童保育室については、年度や地域により、入室児童数に差があるため、児童数に応じた対応が必要と考えている。

委員

方針に、教室と学童保育室のタイムシェアを検討するとあるが、学校で使用する道具類が置いてある教室を学童保育室として使用する際に事故等が起きる心配がある。教室を転用するより、学童保育室専用のプレハブ建設が適しているのではないかと考えるが、本市教育委員会の考え方はあくまでもこの転用方針であるのか伺いたい。

教育総務部長

児童数のピークを平成32年ごろと考えている。プレハブの耐用年数を考えると、児童数の減少期に入ったときにそのプレハブをどう活用するのかという問題も出てくるため、児童数がピークを迎える平成32年度までは、この方針に基づき、教室を転用して対応することを考えている。

委員

小学校において必要である教室等の優先順位の記載があるが、転用可能な教室としての優先順位と混同するため、わかりやすい表現に改めてもらいたい。

委員

転用を早急に検討しなければならない学童保育室はあるのか、また、来年度新たに建設する学童保育室はあるのか伺いたい。

教育財務課長

新たに建設する学童保育室はない。転用を検討しなければならない学校は複数ある。

教育総務部長

山田学童保育室、霞ヶ関西学童保育室、古谷学童保育室については入室児童数が多く、学童保育室の必要面積を満たしていないため、年度末までに整備し、平成3

0年度から学童保育室として使用できるよう準備を進めている。

委員

土曜保育の対策について伺いたい。

教育財務課長

土曜日は拠点の学童保育室5か所で運営している。児童数は増加しているが、拠点施設の増設について検討するまでには至っていない。

委員

普通教室を学童保育室に転用した場合、学校のトイレは使用できるのか確認したい。

教育財務課長

使用可能である。

11 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第46号及び議案第47号は人事に関する議案であり、また、議案第49号は意思決定過程における情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、議案第46号については関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、学校教育部参事兼学校管理課長、教育総務課長）のみで、議案第47号についても関係理事者（教育総務部長、教育総務課長）のみで審議することに決定した。
- (2) 議案第46号及び議案第47号は、人事に関する案件であることから審議順を変更し、その他終了後に審議することについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (3) 会議録署名委員として、長谷川委員、黒田委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、平成30年3月23日（木）午前10時開催に決定した。